

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 福島県人事委員会
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

四四一一

福島県人事委員会

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年十二月二十六日

福島県人事委員会
委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第二十一号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成二十年福島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「規定する当該子を養育している当該子の親」の下に「（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 前条の規定は、条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合につ

いて準用する。この場合において、前条中「一歳到達日」とあるのは、「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年十二月二十六日

福島県人事委員会
委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第二十二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の五第一項の表四キロメートル未満の項中「二、二〇〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同表四キロメートル以上六キロメートル未満の項中「三、三〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同表六キロメートル以上八キロメートル未満の項中「四、五〇〇円」を「四、八〇〇円」に改め、「二、三〇〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同表八キロメートル以上十キロメートル未満の項中「五、六〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改め、「二、八〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改め、同表十キロメートル以上十二キロメートル未満の項中「六、七〇〇円」を「七、二〇〇円」に改め、「三、四〇〇円」を「三、六〇〇円」に改め、同表十二キロメートル以上十四キロメートル未満の項中「七、八〇〇円」を「八、四〇〇円」に改め、「三、九〇〇円」を「四、二〇〇円」に改め、同表十四キロメートル以上十六キロメートル未満の項中「八、九〇〇円」を「九、六〇〇円」に改め、「四、五〇〇円」を「四、八〇〇円」に改め、同表十六キロメートル以上十八キロメートル未満の項中「一〇、一〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に改め、「五、一〇〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同表十八キロメートル以上二十キロメートル未満の項中「一一、二〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、「五、六〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改め、同表二十キロメートル以上二十二キロメートル未満の項中「一二、三〇〇円」を「一二、二〇〇円」に改め、「六、二〇〇円」を「六、六〇〇円」に改め、同表二十二キロメートル以上二十四キロメートル未満の項中「一三、四〇〇円」を「一四、四〇〇円」に改め、「七、〇〇円」を「七、二〇〇円」に改め、同表二十四キロメートル以上二十六キロメートル未満の項中「一四、五〇〇円」を「一五、六〇〇円」に改め、「七、三〇〇円」を「七、八〇〇円」に改め、同表二十六キロメートル以上二十八キロメートル未満の項中「一五、六〇〇円」を「一六、八〇〇円」に改め、「七、八〇〇円」を「八、四〇〇円」に改め、同表二十八キロメートル以上三十キロメートル未満の項中「一六、八〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に改め、「八、四〇〇円」を「九、〇〇〇円」に改め、同表三十キロメートル以上三十二キロメートル未満の項中「一七、九〇〇円」を「一九、二〇〇円」に改め、「九、〇〇〇円」を「九、六〇〇円」に改め、同表三十二キロメートル以上三十四キロメートル

未滿の項中「一九、〇〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に改め、同表三十四キロメートル以上三十六キロメートル未滿の項中「二〇、一〇〇円」を「二一、六〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に改め、同表三十六キロメートル以上三十八キロメートル未滿の項中「二一、二〇〇円」を「二二、八〇〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一一、四〇〇円」に改め、同表三十八キロメートル以上四十キロメートル未滿の項中「二二、四〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同表四十キロメートル以上四十五キロメートル未滿の項中「二四、八〇〇円」を「二六、六〇〇円」に、「一二、四〇〇円」を「一三、三〇〇円」に改め、同表四十五キロメートル以上五十キロメートル未滿の項中「二七、二〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に、「一三、六〇〇円」を「一四、五〇〇円」に改め、同表五十キロメートル以上五十五キロメートル未滿の項中「二九、五〇〇円」を「三一、五〇〇円」に、「一四、八〇〇円」を「一五、八〇〇円」に改め、同表五十五キロメートル以上六十キロメートル未滿の項中「三一、六〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「一五、八〇〇円」を「一六、九〇〇円」に改め、同表六十キロメートル以上六十五キロメートル未滿の項中「三三、二〇〇円」を「三五、四〇〇円」に、「一六、六〇〇円」を「一七、七〇〇円」に改め、同表六十五キロメートル以上七十キロメートル未滿の項中「三五、七〇〇円」を「三八、一〇〇円」に、「一七、九〇〇円」を「一九、一〇〇円」に改め、同表七十キロメートル以上七十五キロメートル未滿の項中「三八、三〇〇円」を「四〇、九〇〇円」に、「一九、二〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に改め、同表七十五キロメートル以上八十キロメートル未滿の項中「四〇、八〇〇円」を「四三、六〇〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二一、八〇〇円」に改め、同表八十キロメートル以上の項中「四三、四〇〇円」を「四六、三〇〇円」に、「二一、七〇〇円」を「二四、二〇〇円」に改める。

第三十三条の六第七項第一号中「百分の百七十」を「百分の百八十」に、「百分の二百十」を「百分の二百二十」に改め、同項第二号中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改める。

別表第一の二アの表一級の項を次のように改める。

1 級	6,700円。ただし、1号給6,561円、2号給6,610円、3号給6,664円
-----	--

別表第一の二イの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	8,100円。ただし、1号給7,627円、2号給7,704円、3号給7,776円、4号給7,852円、5号給7,929円、6号給8,014円、7号給8,095円
2 級	8,900円。ただし、1号給8,343円、2号給8,424円、3号給8,505円、4号給8,586円、5号給8,676円、6号給8,779円、7号給8,883円

別表第一の二ウの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	9,100円。ただし、1号給7,173円、2号給7,240円、3号給7,308円、4号給7,375円、5号給7,456円、6号給7,542円、7号給7,627円、8号給7,708円、9号給7,794円、10号給7,888円、11号給7,987円、12号給8,077円、13号給8,176円、14号給8,275円、15号給8,379円、16号給8,478円、17号給8,590円、18号給8,707円、19号給8,824円、20号給8,937円、21号給9,054円
2 級	11,200円。ただし、1号給9,229円、2号給9,306円、3号給9,387円、4号給9,463円、5号給9,549円、6号給9,625円、7号給9,702円、8号給9,778円、9号給9,859円、10号給9,945円、11号給10,030円、12号給10,116円、13号給10,192円、14号給10,282円、15号給10,372円、16号給10,462円、17号給10,548円、18号給10,669円、19号給10,791円、20号給10,917円、21号給11,038円、22号給11,169円

別表第一の二カの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	8,200円。ただし、1号給7,416円、2号給7,479円、3号給7,546円、4号給7,609円、5号給7,677円、6号給7,749円、7号給7,816円、8号給7,884円、9号給7,947円、10号給8,023円、11号給8,095円、12号給8,167円
2 級	9,600円。ただし、1号給8,676円、2号給8,770円、3号給8,869円、4号給8,964円、5号給9,063円、6号給9,171円、7号給9,274円、8号給9,378円、9号給9,495円、10号給9,558円

別表第三備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	
1年未滿	円 414,300	円 368,400	円 308,300	円 35,000
1年以上2年未滿	円 414,300	円 368,400	円 308,300	円 33,500
2年以上3年未滿	円 414,300	円 368,400	円 308,300	円 32,000

3年以上 4年未満	414,300	368,400	308,300	30,500
4年以上 5年未満	414,300	368,400	308,300	29,000
5年以上 6年未満	414,300	368,400	308,300	27,500
6年以上 7年未満	414,300	368,400	308,300	26,000
7年以上 8年未満	414,300	368,400	308,300	24,500
8年以上 9年未満	414,300	368,400	308,300	23,000
9年以上 10年未満	414,300	368,400	308,300	21,500
10年以上 11年未満	414,300	368,400	308,300	18,500
11年以上 12年未満	414,300	368,400	308,300	15,500
12年以上 13年未満	414,300	368,400	308,300	12,500
13年以上 14年未満	414,300	368,400	308,300	9,500
14年以上 15年未満	414,300	368,400	308,300	6,500
15年以上 16年未満	414,300	368,400	308,300	
16年以上 17年未満	409,900	364,400	305,000	
17年以上 18年未満	405,500	360,400	301,700	
18年以上 19年未満	401,100	356,400	298,400	
19年以上 20年未満	396,700	352,400	295,100	
20年以上 21年未満	392,300	348,400	291,800	
21年以上 22年未満	372,900	331,500	278,000	
22年以上 23年未満	353,100	314,300	264,000	

23年以上 24年未満	333,800	297,600	250,500	
24年以上 25年未満	314,400	280,700	236,600	
25年以上 26年未満	294,900	263,800	222,900	
26年以上 27年未満	272,200	243,000	205,300	
27年以上 28年未満	250,000	222,600	188,200	
28年以上 29年未満	227,600	202,200	170,900	
29年以上 30年未満	204,800	181,400	153,300	
30年以上 31年未満	180,000	159,500	135,300	
31年以上 32年未満	155,100	137,600	117,000	
32年以上 33年未満	130,500	115,900	99,100	
33年以上 34年未満	92,400	84,000	73,100	
34年以上 35年未満	57,100	54,200	48,800	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の五及び第三十二条の六第七項の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則（別表第一の二の改正規定及び別表第三の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。（平成二十九年十二月期に支給する勤奨手当に関する特例）
- 3 条例第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が平成二十九年十二月に支給されることとなる勤奨手当に関するこの規則による改正後の職員の給与に関する規則第三十二条の六第七項第一号の規定の適用については、同号中「百分の百七十」とあるのは「百分の百九十」と、「百分の二百十」とあるのは「百分の二百三十」とし、同項第二号の規定の適用については、「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百」とあるのは「百分の百十」とする。

(採用給与課)

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年十二月二十六日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第二十三号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二アの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	9,100円。ただし、1号給7,173円、2号給7,240円、3号給7,308円、4号給7,375円、5号給7,456円、6号給7,542円、7号給7,627円、8号給7,708円、9号給7,794円、10号給7,888円、11号給7,987円、12号給8,077円、13号給8,176円、14号給8,275円、15号給8,379円、16号給8,478円、17号給8,590円、18号給8,707円、19号給8,824円、20号給8,937円、21号給9,054円
2 級	11,200円。ただし、1号給9,229円、2号給9,306円、3号給9,387円、4号給9,463円、5号給9,549円、6号給9,625円、7号給9,702円、8号給9,778円、9号給9,859円、10号給9,945円、11号給10,030円、12号給10,116円、13号給10,192円、14号給10,282円、15号給10,372円、16号給10,462円、17号給10,548円、18号給10,669円、19号給10,791円、20号給10,917円、21号給11,038円、22号給11,169円

別表第二の二イの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	8,500円。ただし、1号給7,173円、2号給7,240円、3号給7,308円、4号給7,375円、5号給7,456円、6号給7,542円、7号給7,627円、8号給7,708円、9号給7,794円、10号給7,888円、11号給7,987円、12号給8,077円、13号給8,176円、14号給8,275円、15号給8,379円、16号給8,478円
2 級	11,000円。ただし、1号給7,920円、2号給8,014円、3号給8,109円、4号給8,208円、5号給8,311円、6号給8,410円、7号給8,509円、8号給8,608円、9号給8,716円、10号給8,824円、11号給8,964円、12号給9,090円、13号給9,229円、14号給9,306円、15号給9,387円、16号給9,463円、17号給9,549円、18号給9,625円、19号給9,702円、20号給9,778円、21号給9,859円、22号給9,945円、23号給10,030円、24号給

10,116円、25号給10,192円、26号給10,282円、27号給10,372円、28号給10,462円、29号給10,548円、30号給10,669円、31号給10,791円、32号給10,917円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
（採用給与課）

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年十二月二十六日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第二十四号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「生活環境部県民安全総室」を「危機管理部危機管理総室」に改める。
第九条第一項中「県中家畜保健衛生所」を削る。

第十三条第三項第三号中「四千二百五十円」を「五千円」に改め、同項第四号中「千五百円」を「千八百円」に、「三千円」を「三千六百円」に改める。

附則第五項の見出し中「東日本大震災」を「東日本大震災等」に改め、同項に次の三号を加える。

四 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。）に対処するために行う条例第十二条

第一項各号に掲げる作業
五 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

六 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

附則第六項に次の四号を加える。

九 前項第四号の作業 第十一條第三項各号に掲げる額

十 前項第五号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 四万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

十一 前項第五号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

十二 前項第六号の作業 一万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）

附則第七項中「前項各号」を「前項第一号から第八号まで」に改める。

附則第十項から第十五項までを削り、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 同一の日において、附則第六項第十号から第十二号までに掲げる作業のうち二以上の作業に従事した場合における当該二以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則第十六項を附則第十一項とする。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は平成三十年一月一日から、第九条の改正規定は同年二月一日から施行する。

（採用給与課）